

神石高原町教育委員会 様

次の理由により、就学援助費の支給を受けたいので証拠書 添えて申請します。

該当年度の学年を
書いてください。

1 対象児童生徒の状況（小中学校両方にお子さんがいる場合、中学校へ1枚提出してください。）

神石高原町立（ ○ ○ ） 中学校				神石高原町立（ ○ ○ ） 小学校			
性別	学年	名前	生年月日	性別	学年	名前	生年月日
男・女	年	○ ○ ○ ○	H○年○月○日	男・女	年	○ ○ ○ ○	H○年○月○日
男・女	年			男・女	年		
男・女	年			男・女	年		

子どもから見ての父母、兄弟姉妹、祖父母
等同一世帯の方を全員書いてください。世
帯分離をされていてもご記入ください。
同住所に住んでいる方全員の記名が必要
です。

高校、大学、専門学生
等の場合は学校名を
書いてください。

2 家族（世帯を共にする者全員（上記記載児童生徒を除く）を記入してください。）

続柄	前	生年月日	備考	続柄	名前	生年月日	備考
父		S○年○月○日		兄		H○年○月○日	○○大学
母		S○年○月○日		祖母		S○年○月○日	
姉		H○年○月○日	○○高校			年 月 日	

※祖父母等が同居している場合は世帯員全員を記入
※高校生等は備考欄にその旨を記入してください。

当てはまる番号に○をしてください。
10 番の場合の例：収入に比べ扶養家族が多い、
自営業で収入が不安定、失業中、闘病中で収入
が減った等。

3 申請理由（該当する申請理由すべてに○印をしてください。）

- (1) 生活保護を受給
- (2) 生活保護が停止又は廃止
- (3) 町民税の非課税（世帯全員）
- (4) 町民税の減免（世帯全員）
- (5) 個人事業税の減免・固定資産税の減免（世帯全員）
- (6) 国民健康保険税の減額
- (7) 国民年金保険料の免除
- (8) 児童扶養手当を受給
- (9) 生活福祉資金貸付を受給
- (10) 生活状態が不安定で経済的に就学が困難等

※申請理由が(10)の場合は、具体的な状況や事情を記入してください。

.....

.....

.....

.....

※必要な添付書類については裏面をご覧ください。

(裏)

4 同意・委任・申請者

小中学校共にお子さんがいる場合は、両方の学校名を書いてください。

私は、支給された就学援助費を本来の趣旨以外の目的のために使いません。
就学援助費支給決定のために必要があるときは、私の世帯の状況について、教育委員会が関係機関への照会や報告を求めることに同意します。
就学援助対象者として認定された場合、就学援助費の請求、受領並びに過払い金の返納及び処理に関する一切の権限を神石高原町立_____小学校長、_____中学校長に委任します。
(小学校6学年に該当する児童がいる場合 (いずれかに☑してください。))
神石高原町立中学校入学前に、新入学児童生徒学用品等の支給希望の有無
☐希望する (支給は3月中旬を予定) ☐希望しない ☐該当なし

令和 年 月 日

所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 神石高原町〇〇〇〇〇
護者氏名 〇〇 〇〇
絡先 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

町見根

町立中学校へ進学予定の小学校6年生の保護者は当てはまる方へ☑してください。
※町立中学校へ進学しない場合は支給。「該当なし」へ☑してください。

学校長の確認	印	1	認定 (月)
		2	
		3	

必要な添付書類を確認してください。提出書類の欄が空いている場合は不要です。ただし、転入等の場合は書類の提出が必要となります。

<添付書類>

区分	申請理由	必要書類
1	生活保護を受給している方	
2	生活保護が停止又は廃止された場合	
3	町民税の非課税 (世帯全員) の方	
4	町民税の減免 (世帯全員) を受けている方	
5	個人事業税の減免を受けている方	個人事業税減免通知書の写し
	固定資産税の減免 (世帯全員) を受けている方	固定資産税賦課決定減額通知書の写し
6	国民健康保険税の減額を受けている方	
7	国民年金保険料の免除を受けている方	障害基礎年金証書の写し 国民年金保険料免除申請承認通知書の写し
8	児童扶養手当を受給している方 ※児童手当・特別扶養手当とは異なります。	児童扶養手当証書の写し ※有効期限内のものに限る
9	生活福祉資金貸し付けを受給している方	生活福祉資金貸付決定通知書の写し
10	生活状態が不安定で経済的に就学が困難な方	

(注) 確定申告をしていない方は、認定審査ができないため確定申告が必要です。確定申告を申請する年の1月2日以降に神石高原町に転入した方は、前年分給与所得の源泉徴収票、前年分確定申告書の写し等、所得額が確認できる書類が必要です。